# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

# 近畿(京都)国民年金 事案 6804

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年12月まで

昭和59年に、自宅に来たA県B市C区役所の職員に、国民年金の加入を 勧められたので、私が同区役所で加入手続を行い、加入後の国民年金保険料 は、毎回、同区役所に出向いて納付した。

しかし、そのうちにC区役所まで出向くのが面倒になり、年度末に1年分の国民年金保険料をまとめて納付しようと思っていたところ、昭和61年12月か62年1月頃に、自宅に市の集金人が保険料の徴収に来たので、その時、応対した母が、申立期間の保険料をまとめて納付してくれた。

私は、その納付の場に立ち会っていないが、そのやり取りの様子を隣の部屋で聞いており、自宅で集金人に国民年金保険料を納付したのは、この時だけである。

平成20年頃に送付された私の年金記録を見ると、申立期間が未納と記録されていたので、このことを母に伝えると、母は、「私が集金に来た人に支払った。」と言っていた。

その後、母が亡くなったため、今となっては納付時の詳細を確認することができないが、申立期間の国民年金保険料は、母が納付してくれたはずであるのに、未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、オンライン記録によると、申立人は、同年1月以降60歳に到達するまでの期間において、申立期間以外の保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立ての当初、申立内容を立証する資料は残されていないと陳述していたところ、後日、申立人から申立期間を含む前後5年間の各年のスケジュール手帳が見付かったとして5冊の手帳が提出され、そのうちの昭和62年のスケジュール手帳を見ると、同年1月20日の欄に、「年金集金 63,900円(9か月分)」との記載があり、当該記述は、申立人の申立内容と符合しており、その他の手帳の記載内容等を踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付したことを当時において記載したものであると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 近畿(福井)国民年金 事案 6805

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から同年9月まで

② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和55年3月に仕事を辞め、同年4月頃にA県B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、きちんと納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月28日に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者期間において、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立期間①及び②前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間は合わせて6か月と短期間であり、申立期間当時において生計上の著しい変化もうかがえないことなどを踏まえると、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日

② 平成16年12月10日

A社(現在は、B社)に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受け、自身の記録を確認したところ、同事業所から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、A社から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿及び 複数の同僚提出の賞与明細一覧を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平 成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが妥 当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 近畿(兵庫)厚生年金 事案 15115

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 12 月 15 日は 33 万 7,000 円、16 年 7 月 15 日は 32 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日

② 平成16年7月15日

③ 平成 16 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

A社が発行した賞与明細書によると、申立期間①、②及び③に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の平成15年及び16年に係る賞与明細書、15年及び16年の各月の給与明細書、平成16年分給与所得の源泉徴収票並びに平成16年度市・県民税特別徴収税額の変更通知書及び平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15年 12月 15日は33万7,000円、16年7月15日は32万7,000円、同年12月15日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月21日から同年12月1日まで

A社及びB社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び同社の顧問税理士の回答から判断すると、申立人は、 申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、「申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」旨陳述している。

さらに、前述の顧問税理士は、B社の顧問税理士でもあるところ、同人は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除したと思う。B社が昭和62年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから考えると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、A社で控除したと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 62 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から、17 万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、C社D事業所)における資格取得日に係る記録を平成22年5月17日に、資格喪失日に係る記録を同年6月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月17日から同年6月8日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社E支店(現在は、C社F事業所)で勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

C社F事業所から交付された平成25年12月16日付けの厚生年金保険料等控除証明書を見ると、22年5月分の給与から1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

C社F事業所から提出された申立人に係る期間雇用社員雇入労働条件通知書、平成22年度出勤簿、平成22年分給与所得の源泉徴収票及び時給制の期間雇用社員賃金台帳並びに申立人から提出された厚生年金保険料等控除証明書により、申立人は、申立期間にA社E支店(適用事業所は、A社B支店)に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳に記されている時間給及び勤務時間数並びに事業所が回答する1か月当たりの所定労働日数を基に換算した報酬月額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る平成22年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 近畿(京都)厚生年金 事案 15118

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月29日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された明細書及びA事業所からの回答により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の明細書において確認できる賞与額から、17万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所(当時)に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格取得日に係る記録を昭和 41 年 9 月 26 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

私は、昭和39年4月にA社D事業所に入社し、42年10月まで勤務したが、D事業所から同社C支店に異動した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が2か月欠落している。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

D事業所及びC支店の申立期間当時の給与・社会保険担当者の陳述、同時期に異動した同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和 41 年 9 月 26 日にD事業所からC支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC支店における昭和41年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、A社は法人事業所である上、前述のD事業所の担当者及び同僚の陳述により、当該期間に同支店は、5人以上の従業員を雇用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は40万円、同年12月12日は40万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003 年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料(以下「賞与資料」という。)により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003 年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成15年冬季賞与は40万8,800円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から前述の明細書の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となって

いたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に 支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、40万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年12月25日及び16年7月25日は28万2,000円、同年12月25日及び17年7月25日は27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日

② 平成16年7月25日

③ 平成 16 年 12 月 25 日

④ 平成17年7月25日

年金事務所からA社における同僚の厚生年金保険の被保険者記録が訂正された旨の案内があり、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが判明した。当該期間に賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日及び 16 年 7 月 25 日は 28 万 2,000 円、同年 12 月 25 日及び 17 年 7 月 25 日は 27 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当時の事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行っ たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない ことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 19 年 2 月は 20 万円、同年 3 月から 20 年 2 月までは 22 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成20年8月13日は23万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成20年8月13日の標準賞与額に基づく厚 生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月1日から同年2月21日まで

② 平成19年2月21日から20年10月1日まで

③ 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成19年2月21日との回答を受けたが、厚生年金保険料は、同年1月分から控除されていた。(申立期間①)

また、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、実際の給与額及び賞与額よりも低く記録されているこ

とが分かった(申立期間②及び③)。

申立期間の給料支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間 ①を厚生年金保険被保険者であった期間として認めるとともに、申立期間② の標準報酬月額及び申立期間③の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された源泉徴収簿、給料支払明細書 及び賞与明細書により、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び支給総額から、20万円とすることが妥当である。なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額及び標準 賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険 料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報 酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険 給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険 料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標 準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額) のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成19年2月は20万円、同年3月から20年2月までは22万円、同年3月から同年9月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(平成19年分)に記載されている標準報酬月額がオンライン記録と一致している上、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬

月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給料支払明 細書等で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行 っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認 められる。

次に、申立期間③の標準賞与額については、特例法に基づき、申立人から提出された賞与明細書により確認できる賞与額から、23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 近畿(兵庫)国民年金 事案 6806

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年3月まで

昭和46年1月頃に、母が私の国民年金の加入手続をA県B市C区役所で行ってくれた。

加入当初の国民年金保険料は、毎月、私が買い物のついでに最寄りの郵便局において、B市から郵送された納付書を用いて納付し、領収証書を受け取っていた。その領収証書は、縦長ではがきぐらいの大きさであったと思う。

その後、国民年金保険料は、私が27歳の時に商売を始めた都合上、銀行で口座を開設したところ、銀行員から保険料の納付は口座振替が便利だと勧められ、以降、口座振替により納付した。

また、国民年金保険料額は、最初が月額 4,000 円から 5,000 円までぐらいだったが、その後 7,000 円、さらに 9,000 円ぐらいとなり、申立期間中に保険料が 2 回ほど上がった記憶が有る。

60 歳になったので、年金受給の手続に年金事務所を訪れたところ、口座 振替で納付していた記録は確認できたが、郵便局で納付していた申立期間が 未納となっていることが分かった。しかし、当該期間は間違いなく私自身が 納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月9日に払い出されており、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は、53年1月頃に行われたと考えられるところ、このことは、46年1月に国民年金の加入手続を行ったとする申立てと符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間のうち、50年9月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付で

きない期間である。

また、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人からは、遡って保険料を納付したとする主張は無く、同年4月から53年3月までの保険料は、現年度納付が可能であるが、申立人に係る昭和52年度のB市収滞納一覧表において、当該期間の保険料が現年度納付された記録は見当たらず、当該一覧表の記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国 民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索 を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対 して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当た らない。

加えて、申立期間当初の実際の国民年金保険料月額は450円、申立期間終期の保険料月額は2,200円である上、B市における申立期間当時の保険料の納付方法は3か月単位の期別納付であり、これらのことと申立人の陳述は相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

# 近畿(奈良)厚生年金 事案 15123

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月20日から平成8年3月10日まで A社には、昭和55年から10年以上勤務したにもかかわらず、勤務してい た全ての期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

A社に勤務していた平成3年の給与明細書には厚生年金保険料が控除されており、また、同社から渡してもらった健康保険証を使用し、病院に入院したことがある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB健康保険組合から提出された組合員記録によると、申立人は、昭和56年4月7日から平成8年11月1日までの期間において同社の従業員として組合員加入記録が有ることから、当該期間について、申立人は同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、商業登記簿謄本によると、同社は平成16年2月\*日に解散しており、事業主は所在不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は同僚であったとして4人の者を挙げているが、いずれも姓の みであることから、当該者を特定することができず、申立人に係る厚生年金保 険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人から提出された、申立人がA社に勤務していた平成3年当時のものであるとする給与明細書を見ると、申立人の氏名及び支給年月日並びに支払者が記されていない上、厚生年金保険料及び雇用保険料は、平成17年当時の料率を基に計算されていることから、当該明細書は、申立期間のものと認

めることはできない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、前述のとおり昭和56年4月7日から B健康保険組合の組合員であり、オンライン記録によると、64年1月1日か ら国民年金に加入している上、A社の事業主についても、申立期間当時、国民 年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 近畿(和歌山)厚生年金 事案 15124

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

# 2 申立内容の要旨

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社にB職として勤務した申立期間の記録が無いので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社において勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立期間後の元事業主も、「当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」 という。)により、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元同僚は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 近畿(和歌山)厚生年金 事案 15125

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月23日から25年4月1日まで

② 昭和25年4月1日から27年4月1日まで

私は、申立期間①についてはA社に、また、申立期間②についてはB社(現在は、C社)D事業所で勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び事業所名簿によると、同事業所は、昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、適用事業所となる前の期間である。

また、前述の被保険者名簿及び事業所名簿により、A社は昭和31年7月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿により、A社が適用事業所となった昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が判明した元従業員に照会したが、回答を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人が記憶する元同僚は、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できないところ、当該同僚は既に死亡しており陳述を得ることができない上、申立人が申立期間①当時の状況を知る人物として名前を挙げた者は、「申立人は、私の叔父の仕事の関係から、私を記憶されているのかもしれないが、私自身は事業を営んでおり、A社で勤務したことはない。

申立人については何も知らない。」旨陳述している。

2 申立期間②について、C社は、「申立人に係る資料は保管していないため、申立人の勤務実態については不明である。また、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについても不明である。」旨回答している上、同社が加入しているE健康保険組合は、「申立期間②当時の資料は残っていないので、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である。」旨回答しており、申立人のB社D事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「名簿」という。)により、申立人が記憶する元同僚と同姓同名であり、昭和 26 年 12 月1日に被保険者資格を取得している被保険者(以下「同姓同名被保険者」という。)が確認できるが、当該同姓同名被保険者は既に死亡しており、申立人の申立期間②における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、前述の名簿により、同姓同名被保険者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が判明した元従業員13人に照会したところ、回答のあった5人とも申立人を記憶していない上、当該5人のうち1人は、「私が入社した昭和25年5月頃、F組織が従業員の待遇について交渉していたことを記憶している。」、他の1人は、「私は、昭和25年11月に入社したが、当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと思う。」旨それぞれ陳述している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認で きる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 近畿(京都)厚生年金 事案 15126

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:①平成15年8月

② 平成15年12月

③ 平成16年8月

④ 平成 16 年 12 月

⑤ 平成17年7月

⑥ 平成18年8月

⑦ 平成 18 年 12 月

⑧ 平成19年8月

⑨ 平成19年12月

⑩ 平成20年8月

① 平成 20 年 12 月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

# 第3 委員会の判断の理由

A社に、申立人の申立期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、「C職以外の従業員の賞与は現金支給であった。」旨陳述していることから、金融機関の振込記録などにより、申立人の当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年6月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、 B社)で勤務した昭和19年10月1日から22年6月1日までの期間の厚生 年金保険の加入記録が無いとの回答をもらったが、申立期間のうち、最初 の1年間は同社C支店において、その後は同支店D出張所において勤務し たので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C支店又はD出張所において昭和19年10月1日から22年6月1日までの期間勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立人の申立期間に係る勤務実態については分からない。」と回答している。

また、申立人は、「D出張所において退職した。」と陳述しているが、D 出張所は、申立期間始期直後の昭和19年11月1日に厚生年金保険の適用事 業所ではなくなっており、同日以降については同出張所において厚生年金保 険の被保険者となることができない。

さらに、D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、前述のとおり同出張所が適用事業所でなくなった同年11月1日に資格を喪失している者は20人確認できるが、当該20人とも、連絡先が不明のため照会することができない上、C支店において、同年6月1日から22年6月1日までの期間に被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した18人に照会したところ、回答のあった9人のうち8人は、「申立人を記憶していない。」と回答し、残りの1人は、「私は、昭和17年4月1日にC支店に入社した。申立人を記憶しているが、勤務して

いた期間は記憶していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 近畿(奈良)厚生年金 事案 15128

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月2日から47年4月28日まで

② 昭和47年8月23日から同年10月27日まで

年金事務所に照会したところ、A社及びB社で勤務していた申立期間について、昭和48年4月17日に脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の氏名、捺印が確認でき、住所欄には戸籍の附票から確認できる申立人の当時の住所が記載されており、当該住所地近くにあった郵便局に対し、昭和48年4月17日付けで小切手を振り出した記録が確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和48年4月17日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。